

「旧軍毒ガス弾等の全国調査のフォローアップ調査」実施要領

1. 調査目的

昭和48年の関係省庁による「旧軍毒ガス弾等の全国調査」の現存する結果や関連資料を活用して、そのフォローアップを行うことにより、旧軍毒ガス弾等について、終戦時における保有及び廃棄並びに戦後における発見及び被災状況等を把握し、旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査項目

- (1) 終戦時における旧軍毒ガス弾等の保有及び廃棄の状況
- (2) 戦後における旧軍毒ガス弾等の発見、被災及び掃海等の処理の状況
- (3) その他旧軍毒ガス弾等の保有又は発見の可能性が示唆される場所の現在の状況

3. 依頼事項

- (1) 都道府県等機関に現存する旧軍毒ガス弾等に係る資料（行政文書、新聞記事等）の点検・収集
- (2) 旧軍毒ガス弾等の製造、運搬及び保管並びに被害に係る関係者等の事情聴取、情報収集
- (3) 関係市町村からの関連情報収集（都道府県のみ）

なお、各地域にある国の機関等に対しては、関係省庁より別途連絡することとしている。

4. 予定

- (1) 都道府県等は調査結果について、本年8月29日（金）までに環境省環境保健部環境安全課環境リスク評価室へ提出願いたい。
- (2) 調査資料を10月末までを目途として中間的に整理した後、都道府県等及び関係省庁にフィードバックして、追加の情報をとりまとめ、公表する予定である。

5. その他

(1) 調査に当たっての留意事項

- ① 本調査の対象となる旧軍毒ガス弾等の範囲は、旧軍が保有したイペリットその他のいわゆる毒ガス弾及びこれら毒ガス弾の原料化学物質を含む。
（別添1参照）なお、ここでは、旧軍毒ガス弾等と推定され、問題とされたものも含むこととする。
- ② 都道府県等においては、終戦直後から調査時点までの期間に保有する旧軍の毒ガス弾等の資料について、点検願いたい。なお、この点検調査にあたっては、当該期間における主要な新聞の記事にも配意願いたい。（別添2参照）

- ③ 都道府県においては、当該地域の市町村に対して、本調査の趣旨を説明した上で、関連情報収集・提供を依頼し、当該結果についてとりまとめて報告願いたい。
- ④ 関係者等の事情聴取については、まず、都道府県等において実施願いたい。特に複数の都道府県等に係る事例等は、必要に応じて環境省も対応することを予定しているので、当該事例が発生した場合には御連絡願いたい。また、都道府県等においては、別添3の例示を参考として自治体広報誌等を通じて関係者等に対して情報提供を求めるとともに、窓口、関係者等の連絡先の確認及び必要に応じて環境省との調整等を実施願いたい。なお、別途政府広報等を活用して関係者等への情報提供のお願いを予定しているので、窓口等体制整備につき特段の御配慮願いたい。
- ⑤ 本調査の過程で得られた資料や情報等から、毒ガス弾等が存在する蓋然性が高く、住民への影響を考慮する必要があるなどの場合（以下、「緊急を要する場合」という。）は、都道府県等においては、地域住民に対する安全確保の観点から、情報、事実等の確認、必要な連絡、広報等について迅速に対応願いたい。なお、その様なケースが発生した際の環境省への連絡、報告は、別添4に定める様式により行うこととする。

(2) 調査の報告様式

調査結果の報告にあたっては、2. 調査項目(1)については様式1、2. 調査項目(2)については様式2、2. 調査項目(3)については様式3によるものとし、日時の古い順に一連番号を付して記載されたい。また、当該報告様式1から3に該当しない事例については様式4に記載されたい。また、資料の出所と、元となる資料がある場合には、その写しを添付すること。なお、様式1から様式4に関して現在の土地の利用状況も含めて可能な限り詳細な地図を添付し、毒ガス弾等を製造、保管していた場所も分かれば地図上に位置を示すこと。

(3) 情報の管理及び公表

本調査に係る個人及び企業等情報については、管理の徹底を願いたい。報告された資料及び情報は、氏名、住所、年齢、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスなど個人の属性に関する情報を除き公表される可能性があるため留意されたい。

様式1 終戦時における旧軍毒ガス弾等の保有及び廃棄状況

番号	(保有、廃棄)場所	年月日	廃棄作業者名	種類・数量	事案の概要、処置等	資料の出所	備考

様式2 戦後における旧軍毒ガス弾等の発見、被災及び掃海等の処理の状況

番号	(発見、被災、処理)場所	年月日	種類・数量	事案の概要	救済・補償	資料の出所	備考

様式3 その他旧軍毒ガス弾等の保有又は発見の可能性が示唆される場所の現在の状況

番号	調査場所	調査日	調査内容	資料の出所	備考

様式4 様式1から3に該当しない事例の報告

番号	調査場所	調査日	事案の概要	資料、情報の出所	備考

- 様式1から様式4に関して現在の土地の利用状況も含めて可能な限り詳細な地図を添付して下さい。毒ガス弾等を製造、保管していた場所も分かれば地図上にプロットして下さい。

旧軍毒ガス弾等について

1. 旧軍毒ガス弾の種類

旧軍における名称	化学物質の名称	区分
きい剤	マスタード（イペリットともいう）、 ルイサイト、及び両化学物質の混合物	びらん剤
あか剤	ジフェニルシアノアルシン（DC） ジフェニルクロロアルシン（DA）	くしゃみ剤 （嘔吐剤）
みどり剤	クロロアセトフェノン	催涙剤
あお剤	ホスゲン	窒息剤
ちゃ剤	シアン化水素	血液剤
しろ剤	トリクロロアルシン	発煙剤

2. 化学剤の種類と毒性

(1) びらん剤

硫黄マスタードとルイサイトが代表的であり、両化学物質は蒸発速度が遅く、細かい霧状または水滴状で用いられることが多い。皮膚浸透性を有しており防毒マスクだけでは防ぐことはできない。マスタードは皮膚に付着すると数時間後に赤い斑点を生じ痛みを伴うびらん症状を呈する。目や呼吸器の粘膜を冒し水疱、潰瘍を生じる。ルイサイトはマスタードより効果が現れるのが早く、皮膚に付着したり目に入ると耐えがたい痛みを生じる。旧日本軍のきい剤はマスタードとルイサイトが主成分である。

(2) くしゃみ剤（嘔吐剤）

ジフェニルシアノアルシン（DC）、ジフェニルクロロアルシン（DA）やアダムサイトのような有機ヒ素化合物があり、低濃度で鼻、喉、目の粘膜に激しい刺激を与え、くしゃみ、咳、前額部に痛みを感じ、高濃度では呼吸器深部を冒し、嘔吐、呼吸困難、不安感を生じ死亡する例もある。旧日本軍のあか剤はDC、DAの混合物である。

(3) 催涙剤

クロロアセトフェノンやクロロベンジルマロノニトリルのようなハロゲン化合物であり、目や喉を刺激して激しい催涙効果を示す。死に至らしめることはほとんどなく、暴動の鎮圧用に配備されていた。

(4) 窒息剤

呼吸器系に作用して喉や気管支を刺激し、肺に障害を起こして死に至らしめる。塩素やホスゲンが代表的な化合物である。

(5) 血液剤

青酸ガスが代表的な化合物で、体内に吸収された後、血液成分（ヘモグロビン）、全身の組織に作用して呼吸器障害を起こし、睡眠を伴い死に至らしめる。窒息剤や血液剤は、揮発性が高く呼吸器を通して作用するので、防毒マスクを着用することで防ぐことができる。

出典：遺棄化学兵器の安全な廃棄技術に向けて（日本学術会議報告平成13年7月他）

「旧軍毒ガス弾等の全国調査」以降の旧軍毒ガス弾に係る事例について

昭和48年の「旧軍毒ガス弾等の全国調査」以降の旧軍毒ガス弾に係る事例としては、主なものとして以下がある。

1. 昭和50年6月

富津沖において、漁船が操業中に毒ガス弾が入網し、乗組員5人が被災、掃海が実施されイペリット弾等5発を揚収した。

2. 昭和51年9月

銚子沖で操業中の漁船の網に毒ガス弾らしき物がかかり、乗組員が被災した。他に数例の報告事例あり。

3. 平成7年2月

広島県出島において、旧軍由来の毒ガス原料廃棄物が廃棄物処分場で漏洩、広島県が無害化处理した。

4. 平成7年9月

北海道屈斜路湖で毒ガス弾を捨てたとの証言をもとに北海道が調査し、毒ガス弾を発見、平成8年に26発を引き揚げ、平成12年に無害化处理した。

5. 平成11年3月

広島県大久野島の横穴壕工事において、旧軍の大赤筒らしきものが発見され、環境省が関係省庁、自治体の協力を得て平成12年に無害化处理した。

6. 平成12年11月

福岡県荻田港において、港湾浚渫工事中に毒ガス弾18発を発見。その後、同湾内で38発、新門司港で1発を発見。

7. 平成14年9月

神奈川県寒川町の国道工事現場において、化学剤を発見。同現場で働いていた作業員が被災。

8. 平成15年3月

茨城県神栖町において、飲用井戸の水質調査を行ったところ、水道基準を大幅に上回る高濃度のヒ素を検出。井戸水を飲用していた住民に健康被害が見られる。(旧軍の毒ガス由来と考えられる有機ヒ素化合物による可能性が高い)

9. 平成15年4月

神奈川県平塚市の建設工事現場において、球状のガラス瓶を発見。付近の土壌よりマスタードが検出された。

自治体広報誌等への旧軍毒ガス弾等に関する情報提供募集記事掲載文（例）

旧軍毒ガス弾等に関する情報提供のお願い

最近において神奈川県寒川町、平塚市の工事現場で作業中の人々が旧軍の毒ガス剤により被災し、また、茨城県神栖町においては、旧軍の嘔吐剤由来と考えられる化学物質により健康被害が発生しています。このため、(当県、当市)においても国が行う旧軍毒ガス弾等の調査について、終戦時における旧軍毒ガス弾等の保有及び廃棄並びに戦後における発見及び被災状況等を把握し、旧軍毒ガス弾等による被災事故の防止を図るための情報収集の一環として(県民、市民)の皆様へ下記情報の提供をお願いいたします。

1. 情報提供をお願いする案件

- (1) 終戦時における旧軍毒ガス弾等の保有及び廃棄に関する情報
 - (2) 戦後における旧軍毒ガス弾等の発見に関する情報
 - (3) 戦後における旧軍毒ガス弾等による被災に関する情報
 - (4) 戦後における旧軍毒ガス弾等の処理に関する情報
 - (5) その他、旧軍毒ガス弾等の保有または発見の可能性のある場所等に関する情報
- いつ、どこで、どのような毒ガス弾等(種類・形状、量)が、保管・処理・廃棄・発見されたか、その後、どうしたか、また、どのような被災にあったか、などの情報をお知らせください。

2. 情報提供の方法

情報をお持ちの方は下記連絡先までご一報ください。担当者からご連絡のうえ内容をお伺いいたします。

3. 情報提供上の注意

ご提供いただいた毒ガス弾等に関する情報は公表させていただくことがありますが、個人のプライバシーは守りますので、必ず氏名、住所、電話番号もお知らせ下さい。匿名での情報には、応じかねますのでご理解をお願いします。なお、ご意見等に対して回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

4. 締切日*

平成15年〇月〇日

5. 連絡先

〇〇県〇〇局〇〇部〇〇課(〇〇市〇〇局〇〇部〇〇課)

担当〇〇、〇〇

TEL〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇、FAX〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

* 広報誌による情報提供募集の締切日は、8月中旬を目途としますが、調査資料を中間的に整理する10月末まで、環境省は、連絡を受けますので締切日については、広報誌面の都合により都道府県等においてご設定下さい。

緊急を要する場合の報告について

環境省環境保健部環境リスク評価室 宛
FAX:03-3581-3578

自治体名：
担当者：
連絡先：(電話、ファクシミリ)
第○報：(何時現在)

1. 入手情報について

- (1) 日 時
- (2) 方 法
- (3) 提供者
- (4) 種 類
- (5) 内 容

2. 対応

- (1) 情報の確認
- (2) 判 断
- (3) 対 策
- (4) 情報の公表

3. その他

記載上の留意事項

- ・ 継続的に報告が必要である場合があるため、第何報であるか及びいつ時点の報告であるかを明確にすること。
- ・ 1. (2) について、面会、電話、ファクシミリ、電子メール等の情報を受けた手段について記載すること。
- ・ 1. (3) について、プライバシーに留意した上で、提供者の年齢、性別、当時の職業、所属先等を記載すること。なお、複数であった場合には代表者とする。
- ・ 1. (4) について、以下の分類を参考とすること。
 - ①旧軍毒ガス弾等の製造、運搬、配備及び廃棄等
 - ②旧軍毒ガス弾等の放置、隠蔽
 - ③旧軍毒ガス弾等による事故（現時点で影響が懸念される場合）
 - ④その他
- ・ 1. (5) について、特に以下に留意すること。
 - ①本人の直接行為、その行為の目撃か、伝聞なのかを確認すること。
 - ②製造、運搬、配備及び廃棄等場合には、既に確認されている事実かどうかを確認すること。
 - ③廃棄、放置及び隠蔽等の場合には、埋設、焼却等の方法、数（量）、形態、毒ガス弾等の種類、廃棄等の時期、場所、位置（地図等で十分に確認）、深さ等の情報を確認すること。
- ・ 2. (2) について、以下の分類を参考とすること。
 - ①危険材料なし
 - ②危険性有り（理由）
 - ③判断不能
- ・ 2. (3) について、危険性が有りと判断され、対処する場合には、環境監視、ボーリング、磁気探査等の具体的な手法について記載すること。
- ・ 2. (4) について、公表を行う際には、事前に環境省に連絡すること。